



2 都市計画の決定状況

(1) 都市計画区域

都市計画区域決定の変遷

決定(変更)年月日	告示番号	指定面積	内容
昭和8年12月9日	内務省告示第430号	500ha	都市計画法の適用指定 ※新居浜町
昭和10年5月4日	内務省告示第316号	8,478ha	新居浜都市計画区域の指定 ※新居浜町、金子村、高津村、泉川村、角野村、中萩村
昭和27年3月31日	建設省告示第323号	11,763ha	垣生村、神郷村、多喜浜村、宇摩郡天満村を追加
昭和31年12月24日	建設省告示第2,098号	16,910ha	新居浜市の全部、角野町の全部、宇摩郡土居町のうち、大字天満の全部
昭和48年12月28日	愛媛県告示第1,218号	9,910ha	東予広域都市計画区域の指定
平成21年1月13日	愛媛県告示第57号	約9,998ha	新居浜都市計画区域の指定

○昭和9～27年 個別の都市計画区域を指定

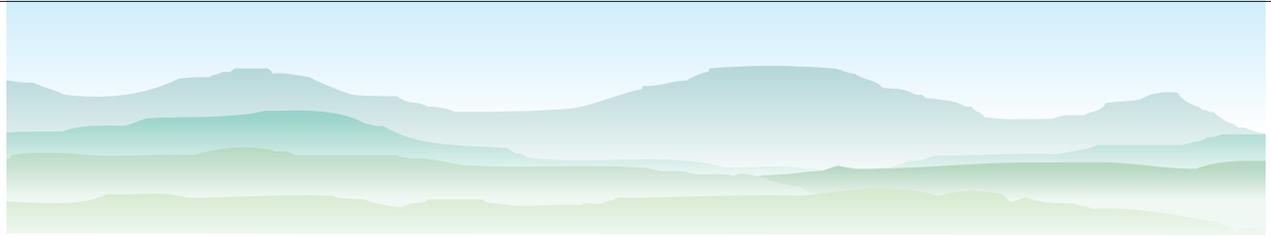


○昭和48年12月 東予広域都市計画区域指定



○平成21年1月 新居浜都市計画区域指定





(2) 地域地区

○用途地域

■用途地域決定の変遷

決定（変更）年月日	告示番号	内 容
昭和15年 4月 4日	内告第 163 号	用途地域の指定
昭和26年 5月 23日	建告第 430 号	社会経済情勢の変化による変更
昭和37年 3月 7日	建告第 433 号	社会経済情勢の変化による変更
昭和49年 1月 18日	県告第 51 号	市街化区域および市街化調整区域の決定による指定
昭和62年 5月 26日	県告第 750 号	第1回線引き見直しに伴う変更
平成 8年 5月 31日	県告第 775 号	法改正（用途地域の種別が8から12種類に増加）による変更
平成13年 7月 13日	市告第 58 号	第2回線引き見直しに伴う変更
平成15年 1月 10日	市告第 2 号	新居浜駅前土地区画整理事業に伴う変更
平成20年 10月 1日	市告第 114 号	社会経済情勢の変化による変更
平成21年 1月 13日	市告第 113 号	都市計画区域の変更に伴う都市計画の名称変更

■用途地域の都市計画決定状況

種 別	性 格	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
第一種低層住居 専用地域	低層住宅の良好な環境を守るための地域	52.8	2.09	40	60
		290.9	11.51	50	80
第一種中高層住居 専用地域	中高層住宅の良好な環境を守るための地域	345.3	13.67	60	200
第一種住居地域	住居の環境を守るための地域	523.5	20.72	60	200
第二種住居地域	主に住居の環境を守るための地域	87.5	3.46	60	200
準住居地域	道路の沿道において、自動車関連施設などの立地と、これと調和した住居の環境を保護するための地域	74.8	2.96	60	200
近隣商業地域	近隣の住民が日用品の買い物をする店舗等の業務の利便増進を図る地域	58.1	2.30	80	200
商業地域	銀行、映画館、飲食店、百貨店、事務所などの商業等の業務の利便の増進を図る地域	201.2	7.96	80	400
準工業地域	主に軽工業等の環境悪化のおそれのない工業の業務の利便を図る地域	72.3	2.86	60	200
工業地域	主として工業の業務の利便の増進を図る地域	107.3	4.25	60	200
工業専用地域	もっぱら工業の業務の利便の増進を図る地域	713.1	28.22	60	200
計		2,526.8	100.00		

平成21年3月31日現在



○特定用途制限地域

■特定用途制限地域決定の変遷

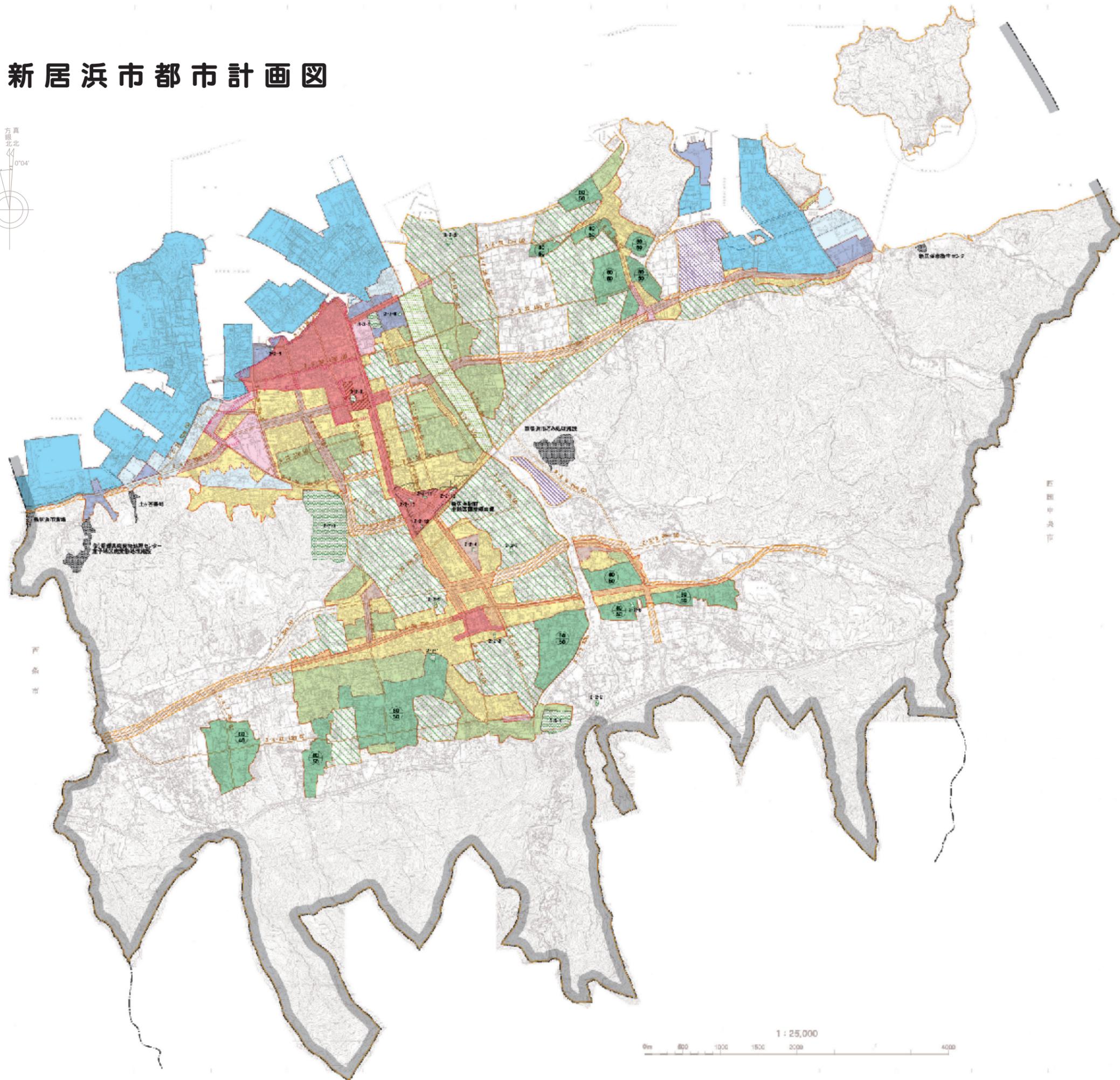
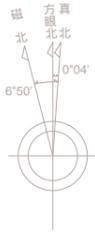
決定（変更）年月日	告示番号	内 容
平成16年 5月 14日	市告第 84号	特定用途制限地域の指定
平成20年 10月 1日	市告第115号	都市の発展と産業の振興、秩序ある沿道環境の形成を図るための変更
平成21年 1月 13日	市告第164号	都市計画区域の変更に伴う都市計画の名称変更

■特定用途制限地域の都市計画決定状況

種 別	制限すべき特定の建築物等の用途の概要	面積 (ha)	構成比 (%)	建ぺい率 (%)	容積率 (%)
市街地周辺地区	<ul style="list-style-type: none"> 一定規模以上の店舗・事務所 宿泊施設、運動施設、娯楽施設 一定規模以上の車庫、倉庫 自動車修理工場 危険性や環境を悪化させる恐れが少ない工場、やや多い工場、多い工場 	830	11.11	60	200
幹線道路沿道地区	<ul style="list-style-type: none"> 風俗営業施設及び一定規模以上の劇場等 一定規模以上の自動車修理工場 危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場、多い工場 一定量以上の危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物 	130	1.74	60	200
田園居住地区	<ul style="list-style-type: none"> 大規模な事務所、店舗 大規模な宿泊施設、運動施設 娯楽施設及び風俗営業施設 一定規模以上の車庫、倉庫 一定規模以上の自動車修理工場 危険性や環境を悪化させる恐れがやや多い工場、多い工場 一定量以上の危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物 	6,445	86.27	60	200
産業居住地区	<ul style="list-style-type: none"> 一定の風俗営業施設 危険性や環境を悪化させる恐れが多い工場 一定量以上の危険物の貯蔵・処理の用に供する建築物 	66	0.88	60	200
計		7,471	100.00		

平成21年3月31日現在

新居浜市都市計画図



路線番号	路線名	車線数	巾(m)
3-2-1	新居浜駅港町線	2,6	18~32
3-2-2	新居浜バイパス線	4	30~47
3-4-3	駅前滝の宮線	2	20
3-4-4	西町中村線	2	18~20
3-4-5	磯浦阿島線	4	20~29
3-4-6	駅前郷線	2	16
3-4-7	岸の下目の上線	2	16
3-4-8	平形外山線	2	16
3-4-9	郷松の端線	2	16
3-4-10	下中村松木線	2	16
3-4-11	上部東西線	2	16
3-5-12	新居浜駅菊本線	2	15
3-5-13	大江橋高木線	2	15
3-5-14	磯浦新田線	2	12
3-5-15	新田高木線	2	15~18
3-5-16	河内町港町線	2	15~18
3-6-17	駅裏中筋線	2	11
3-6-18	高木中筋線	2,4	11~22.2
3-6-19	沢津桜木線	2	11
3-6-20	宇高西筋線	2	11
3-6-21	港町松神子線	2	11~16
3-6-22	西原松神子線	2	11~15
3-6-23	前田庄内線	2	11
3-6-24	高木庄内線	2	11
3-6-25	上泉萩生線	-	11
3-5-26	庄内坂井線	2	13~16
8-7-1	滝の宮公園	-	2~20
8-7-2	中央環状線	-	3.5
1	国領川緑地	-	-

番号	名称
2-2-1	土橋公園
2-2-2	新田公園
2-2-3	喜光地公園
2-2-4	瀬戸児童公園
2-2-5	中須賀公園
2-2-6	新須賀公園
2-2-7	寿公園
2-2-8	船木公園
2-2-9	西喜光地公園
2-2-10	駅前1号公園
2-2-11	駅前2号公園
2-2-12	駅前3号公園
2-2-13	駅前4号公園
3-3-1	新居浜公園
3-2-2	中央公園
3-2-3	松の木公園
5-5-1	山根公園
7-7-1	滝の宮公園
1	国領川緑地

都市計画区域	行政区域
第一種低層住居専用地域 (容積率 60, 建ぺい率 40)	第一種中高層住居専用地域 (容積率 200, 建ぺい率 60)
第一種住居地域 (容積率 200, 建ぺい率 60)	第二種住居地域 (容積率 200, 建ぺい率 60)
準住居地域 (容積率 200, 建ぺい率 60)	近隣商業地域 (容積率 200, 建ぺい率 80)
商業地域 (容積率 400, 建ぺい率 80)	準工業地域 (容積率 200, 建ぺい率 60)
工業地域 (容積率 200, 建ぺい率 60)	工業専用地域 (容積率 200, 建ぺい率 60)
特定用途制限地域	形態規制
市街地周辺地区 (容積率 200, 建ぺい率 60)	幹線道路沿道地区 (容積率 200, 建ぺい率 60)
田園居住地区 (容積率 200, 建ぺい率 60)	産業居住地区 (容積率 200, 建ぺい率 60)
準防火地域	臨港地区
都市計画道路	都市計画公園
都市計画緑地	一団地の官公庁施設
その他の施設	土地区画整理事業



○準防火地域

■準防火地域の都市計画決定状況

防火地域面積 (ha)	準防火地域面積 (ha)	決定(変更)年月日	告示番号
—	114	昭和26年 5月23日	建告第434号

○臨港地区

■臨港地区の都市計画決定状況

名 称	面 積	決定(変更)年月日	告示番号	備 考
東予臨港地区 ※新居浜市分のみ	185.8ha	昭和45年11月 4日	県告第1,054号	当初決定
	185.8ha	平成14年 3月 1日	県告第 459号	西条市における変更
	275.9ha	平成19年 2月20日	県告第 269号	埋立地の追加及び 港湾施設の整備に伴う変更
	275.9ha	平成21年 1月13日	県告第 62号	都市計画区域の変更に伴う 都市計画の名称変更
新居浜臨港地区	約10.5ha	昭和40年 3月24日	建告第 751号	当初決定
	約203.3ha	昭和45年11月 4日	県告第1,058号	港湾施設の整備に伴う変更
	約412.3ha	平成18年 3月 7日	県告第 327号	エリアの見直し及び 埋立地の追加による変更
	約412.3ha	平成21年 1月13日	県告第 62号	都市計画区域の変更に伴う 都市計画の名称変更

■新居浜港湾計画

●新居浜港の沿革・現況

新居浜港は、別子銅山の開坑以来、銅の積み出し、物資搬入の拠点として発展してきました。

昭和8年には住友金属鉱山株式会社による大規模な築港がなされ、船舶数の増加や大型化に対処できるようになり、現在の臨海部コンビナートの基礎が築かれました。

昭和26年には重要港湾に指定され、昭和28年には港湾管理者として新居浜市を設立母体とした港務局が設立されました。

新居浜港本港地区は工業港としての性格から、市民にとってはなじみの薄い港でしたが、昭和48年度から整備が進められている東港地区は、フェリーの就航により旅客扱い数が飛躍的に増加しており、港湾計画では、市民港として海洋レクリエーション構想と整合したアメニティの高い港湾空間の創出を目指しています。

具体的には、海洋レクリエーション増大に対応するために新居浜マリーナを建設し、平成8年4月のハーバー施設の供用を経て、平成17年4月には背後の緑地も完成し、完全供用を開始しています。

■港湾区域（昭和44年10月1日新居浜港務局告示第7号）

御代島三角点（北緯33度58分22秒、東経133度15分32秒）から0度に引いた線、大島虎崎から270度、3,000mの地点まで引いた線、同地点から254度に引いた線、大島中山崎から196度に引いた線及び陸岸により囲まれた海面並びに元塚橋下流の尻無川河川水面。ただし、漁港法（昭和25年法律第137号）の規定により指定された大島漁港、垣生漁港及び沢津漁港の区域を除く。



●港湾計画の概要

港湾の開発、利用及び保全に関する中長期的なマスタープランである新居浜港の港湾計画は、昭和41年に策定し、その後、昭和56年には東港地区における内貿用ふ頭やマリーナ施設の整備を主な内容として改訂を行いました。

平成11年7月に改訂した港湾計画では、経済のグローバル化による物流需要の増大や、コンテナ化をはじめとした輸送革新に対応した物流機能のより一層の強化・充実を図るとともに、地域の環境保全のための廃棄物受入空間の確保や大規模地震時の防災機能構築等を基本方針としています。

■平成11年7月に位置付けられた港湾施設の概要

本港地区			東港地区		
岸壁	水深 12m 1バース (延長240m)		岸壁 (耐震)	水深 7.5m 1バース (延長130m)	
泊地	水深12m 面積10.3ha		岸壁	水深 5.5m 1バース (延長100m)	
防波堤	延長300m				
ふ頭用地	6.0ha		泊地	水深 7.5m~5.5m 面積 10.4ha	
港湾関連用地	3.4ha				
交通機能用地	1.2ha		ふ頭用地	2.7ha	
廃棄物処理用地	5.3ha				

★新居浜マリーナ (愛称：マリンパーク新居浜)

■マリーナの施設概要

施設名	概要
物揚場	水深2~3m 延長250m
浮棧橋	3基
船揚場	延長55m
防波堤	延長550m
クラブハウス	1棟
修理棟	1棟

■緑地の施設概要

施設名	敷地面積	供用開始年月日
人工海浜	延長300m	平成 8年 4月
キャンプ場	12,300㎡	平成16年 4月
ふれあい広場	3,900㎡	平成16年 4月
イベント広場	4,200㎡	平成13年 4月
多目的広場	24,900㎡	平成11年 4月
親水護岸	4,200㎡	平成12年 4月
休息緑地	3,000㎡	平成17年 4月
駐車場・駐輪場ほか	13,300㎡	平成14年 3月

■マリンパーク新居浜全景



